

CYCLE

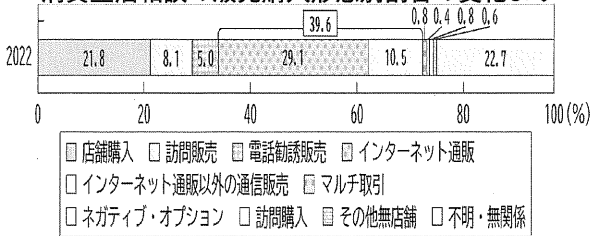
消費者運動ニュース No.1185 2023年7月25日

発行所 全大阪消費者団体連絡会
〒540-0026 大阪市中央区内本町2丁目1番19-430
TEL.06-6941-3745 FAX.06-6941-5699
https://hb8.seikyou.ne.jp/home/o-shoudanren/
発行人 全大阪消費者団体連絡会
印刷 株式会社 耕文社
個人購読料 年間5,000円(送料込み・消費税別)
購読料送金先(口座名・全大阪消費者団体連絡会)
郵便振替口座 00900-9-8320
三井住友銀行天満橋支店 普通預金口座 0969062
近畿労働金庫大阪中央支店 普通預金口座 1161622

府内13地方議会が特商法見直し意見書

6月13日に公表された令和5年版消費者白書によると、2022年度の全国の消費生活相談件数は87万件で、1件当たりの平均契約購入金額は79万円にのぼる。そのうちの54.7%は特定商取引法(特商法)が対象とする取引類型が占めている。

*令和5年版消費者白書 図表I-1-3-10
消費生活相談の販売購入形態別割合の変化より



(備考) 1. PIO-NETに登録された消費生活相談情報(2023年3月31日までの登録分)。2. 「インターネット通販」の相談については、いわゆる通常のインターネット通販より広い概念を含んでおり、例えば、インターネットサイトを利用したサイト利用料や、インターネットゲーム等も、消費生活相談情報では「インターネット通販」に入るため、データの見方には注意が必要。(筆者注: 訪問販売から訪問購入までが特商法対象の取引類型)

白書の小見出しには、特商法に関連する事案が以下のように取り上げられている。

<2022年の消費生活相談のトピックスより>

- ・インターネット通販で「商品未着・連絡不能等のトラブル」が発生
- ・「定期購入」に関する相談件数は過去最多
- ・SNSをきっかけとした消費生活相談は初めて50歳代が最多となった

<高齢者の消費者トラブルより>

- ・訪問による勧誘では高齢者の割合が高い
- ・「点検商法」や「次々販売」によるトラブルが発生
- ・高齢者の「インターネット通販」の消費生活相談件数は近年最多の約5万件
- ・「定期購入」に関する相談は高齢者で急増

府内41地方議会に陳情書を提出

特商法が対象とする取引類型の消費者トラブルは減っていない。昨年6月施行の2021年改正特商法で

対処したはずだった「定期購入」トラブルは逆に増加している。また、儲け話で若者を誘うマルチ商法被害の拡大が指摘されている。特商法は2016年改正時の附則で、施行5年後に「検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」と定めた。昨年12月に2016年改正の施行から5年を迎えており、附則に基づく検討・見直しが不可欠である。

特商法の抜本的改正を求める全国連絡会は、地方議会で特商法改正を求める意見書を採択する運動を呼びかけている。大阪消団連ではこの呼びかけを受け止めて、まず国や国会に対する意見書(https://osakacon.org/data/opinion/20230324opinion-tokushohou.pdf)を3月24日に提出。大阪弁護士会と不招請勧誘規制を求める関西連絡会を中心とする地方議会への働きかけに参加し、3月に大阪府、大阪市、大阪狭山市での意見書採択を実現した。

5月には大阪消団連が残る府内41議会に向けて、意見書採択を求める陳情書を提出。いくつかの議会で全会派への要請活動を行うなどした結果、7月20日までに和泉市、泉大津市、茨木市、交野市、摂津市、豊中市、寝屋川市、守口市、八尾市、熊取町の10議会で意見書が採択されたことを確認した。

消費者被害は、地域の中で日々、現実に起きている。国は地方からの声にも耳を傾け、特商法の改正に踏み出すべきだ。

主な内容	府内13地方議会が特商法見直し意見書……………1
	食料・農業・農村基本法見直しへ学習・意見 ……2~3
	学習会「GXで脱炭素は実現できるのか」 ……4~5
	シンポ「家賃保証会社めぐる差止裁判の意義」…6~7
	大阪府内自治体の消費者行政の現状①……………8~11
	ニュースピックアップ ……………12